

一般社団法人全日本かるた協会組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の組織に関する規程を定めるものである。

(設 置)

第2条 本協会の業務運営の円滑な遂行を図るため、次の専門部を設け、分担して事業を推進する。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 広報部
- (4) 普及指導部
- (5) 競技かるた部
- (6) 審査部
- (7) 調査研究部

(構成等)

第3条 各専門部は、部長、副部長及び部員で構成し、次の方法で選出し会長が委嘱する。

- (1) 部長は、理事会の決議を経て正会員から選出する。
- (2) 副部長及び部員は、部長が正会員から指名する。

(任 務)

第4条 部長は、当該専門部の事業を統括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長の事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 部員は、部長の指示を受けて業務を遂行する。

(所管事項)

第5条 各専門部の所管事項は、次のとおりとし、二つ以上の部と重なる事項及び連携の必要な事項については、相互に協議・協力して業務の遂行を図るものとする。

(1) 総務部

- ① 入退会の審査及び会員名簿の作成・管理に関する事項
- ② 役員等の名簿及び履歴書の作成・管理に関する事項
※ 役員等とは、理事、監事、各専門委員会委員、各専門部員、支部役員及び職員
- ③ 事業及び予算の遂行状況の調査指導に関する事項
- ④ 収入、支出に関する事項
- ⑤ 定款及び諸規程の改廃に関する事項
- ⑥ 本協会の庶務全般（会議の招集、人事、給与、文書発信等）に関する事項
- ⑦ その他、他の専門部に属さない事項

(2) 企画部

- ① 本協会の事業の充実、発展を図る企画に関する事項
- ② 個々の事業の円滑な運営を諮る方策に関する事項
- ③ 組織拡充を図る方策に関する事項
- ④ 共催、後援等法人の支援先調査に関する事項
- ⑤ 他団体、他組織からの支援要請への対応に関する事項
- ⑥ 本協会の機関誌発行に関する事項
- ⑦ その他、本協会の事業強化に関する事項

(3) 広報部

- ① 本協会の広報宣伝に関する事項
- ② 各支部、各会員への情報伝達に関する事項
- ③ インターネット・ホームページの活用による情報伝達に関する事項
- ④ 報道関係等対外的宣伝活動に関する事項
- ⑤ 官公庁の告示、通達等の周知徹底に関する事項
- ⑥ その他、本協会の広報活動強化に関する事項

(4) 普及指導部

- ① 小倉百人一首競技かるたの普及に関する事項
- ② 競技かるたの実技講習及び講演会の開催に関する事項
- ③ 傘下団体からの講演会等の支援要請に対する講師派遣等に関する事項
- ④ 他団体からの模範競技実施等の要請に対する調整に関する事項
- ⑤ 職域、学生等、他組織への指導・支援に関する事項
- ⑥ かるた普及用の推薦器具（ビデオ、CD等）の認定に関する事項
- ⑦ かるたに関連する器具、資料、その他の紹介・斡旋等に関する事項
- ⑧ その他、競技かるたの普及啓発に関する事項

(5) 競技かるた部

- ① 本協会主催競技かるた大会の開催及び運営に関する事項
- ② 本協会公認競技かるた大会の開催及び運営に関する事項
- ③ 本協会後援の競技かるた大会への指導及び支援に関する事項
- ④ 本協会主催競技かるた大会の競技役員の委嘱に関する事項
- ⑤ 審判員の養成及び公認審判員の認定に関する事項
- ⑥ 読手の養成及び専任読手・公認読手の認定に関する事項
- ⑦ 各種大会の記録保存に関する事項
- ⑧ 競技かるたの規程上の問題に関する事項
- ⑨ その他、競技かるたに関する事項

(6) 審査部

- ① 実力段の段位審査に関する事項
- ② 功労段の段位審査に関する事項
- ③ 名誉段の段位審査に関する事項
- ④ 会員の表彰に関する事項
- ⑤ 本協会公認かるた札の認定に関する事項
- ⑥ その他、本協会の運営上審査の必要な事項

(7) 調査研究部

- ① 小倉百人一首競技かるたの沿革・歴史の調査研究に関する事項
- ② 小倉百人一首の学術的な調査研究に関する事項
- ③ 小倉百人一首の教養講座・講演会・展示会の開催に関する事項
- ④ かるた文化の変遷及び状況の調査研究に関する事項
- ⑤ その他、本協会の目的達成に必要な調査研究に関する事項

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本協会の組織に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。